

秋田市ごみルール

●ごみの分け方と出し方

問い合わせ
環境都市推進課
☎(866)2943

転入・転居した場合、各地区のごみ集積所や収集日は、町内会長か近所のかたへおたずねください。収集日は「家庭から出るごみの分け方・出し方」(下欄参照)やホームページでもご覧いただけます。 <http://www.city.akita.jp/city/ev/>
※東北地方太平洋沖地震の影響により、収集回数が変更になる場合は、新聞、ホームページなどでお知らせします。

種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集回数
家庭ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ(水分をよく切る) ○ゴム・ビニール製品 ○プラスチック類 ○陶磁器類 ○ガラス類 ○皮革製品 など 	白色半透明の指定ごみ袋(赤印刷)か、透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスくず、電球、竹串など危険なものは紙に包んでなるべく袋の中央に入れる 	週2回
金属類	<ul style="list-style-type: none"> (金属の割合が50%以上のもの) (1辺の長さが50cmを超える)粗大ごみ 	透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・家電品の電池ははずす ・とがったものや刃物などは紙に包んで「キケン」と書く 	月1回
ペットボトル	(キャップは家庭ごみへ)	透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽くすすぐ ・塩ビボトル、食用油のボトルは「家庭ごみ」 	月1回
空きびん	(飲料用、食品用、飲み薬など)キャップは家庭ごみへ)	袋に入れず、回収箱へ	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽くすすぐ 	月2回
ガス・スプレー缶		空きびんと同じ回収箱へ	<ul style="list-style-type: none"> ・火の気のない風通しの良いところで穴を空ける 	月2回
空き缶	(飲料用・食品用以外は金属類へ、ただし塗料用は家庭ごみへ)	透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽くすすぐ 	月2回
使用済み乾電池		透明の小袋に入れて空き缶の袋へ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタン型・充電式電池は販売店へ 	月2回
古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞・チラシ ○雑誌・雑がみ ○ダンボール ○紙パック 	それぞれ分けて、紙ひもでしばる	<ul style="list-style-type: none"> ・粘着テープで束ねない ・写真、防水加工紙、内側にアルミ加工された紙パックなどは「家庭ごみ」へ 	月2回
粗大ごみ(戸別の有料収集)		受け付け専用電話☎(866)29022(2002)平日の午前9時~午後4時		

ここに注意!

- ごみ集積所には収集日の朝6時から8時までに出すべからず。
- 収集日前日や収集後には、ごみをさらさないでください。
- 1回に出すごみ袋は2袋までにしてください。レジ袋でのごみ出しはできません。
- 不法投棄は犯罪です。絶対にしないようにしましょう。

ごみの分け方・出し方、収集日程はこれで!

A3版のごみの分別マニュアル「家庭から出るごみの分け方・出し方」をご活用ください。次の窓口でさしあげます。

配布窓口

- 市民課
- 環境部(寺内蛭根)
- 土崎支所
- 西部市民サービスセンター
- 河辺・雄和市民センター
- アルヴェ駅東サービスセンター
- 各公民館・地域センター・コミュニティセンター

裏面(各地区のごみ収集の日程)

表面(家庭から出るごみの分け方・出し方)

市で収集しないごみ

- 引っ越し、庭木の刈り込みなどで一時的に多量に発生するごみ。食堂、会社など事業所から出るごみ
▶許可業者へ依頼するか、総合環境センター☎(839)4816(河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1)へ連絡し、自分で搬入してください。総合環境センターに持ち込んだときのごみ処理手数料は10*。ごとに112円です
- プロパンガスボンベ、農薬、廃油、バッテリーなど危険なもの▶販売店などに回収を依頼してください
- 洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫▶販売店に引き取ってもらうことになっています。買った店が分からないときは、環境都市推進課へお問い合わせください。☎(866)2943
- パソコン▶製造メーカーなどへお問い合わせください

介護保険

65歳以上のかたに、平成23年度分の介護保険料納入通知書(仮算定分)を4月上旬にお送りします。通知書に書いてある保険料額(所得段階)は、前年度の保険料額を基礎として仮算定したもので、今年度の課税状況に基づいて算定する保険料額(本算定分)は7月ごろにお知らせします。

①金融機関での窓口納付のかた

…納入通知書(仮算定)と4月～6月分の納付書をお送りします

②口座振替のかた…納入通知書(仮算定)をお送りします

※①、②のかたで6月から年金引き落としに切り替わるかたには、年金引き落としのお知らせ(①のかたは5月分までの納付書も)を同封します。

③年金から引き落としされているかた…納入通知書(仮算定)はお送りしません。4月・6月・8月に引き落とされる保険料額は前回(2月)と同額です。10月以降に引き落とされる保険料額で、平成23年度の保険料(年額)に調整します。なお、6月・8月の保険料額に変更がある場合は個別にお知らせします

- *平成22年度中に65歳になったかたや秋田市に転入したかたは、6月・8月・10月から年金引き落としに変わる場合があります。変更になる場合は通知書でお知らせします。
- *金融機関での窓口納付(普通徴収)のかたの保険料納付は、口座振替が便利で安心です。
- *災害、生活困窮などで保険料の納付が困難な場合は減免の制度があります。納期限の7日前までに介護・高齢福祉課へ申請してください(年金引き落としの場合は当該月の19日まで)。



お問い合わせ
介護・高齢福祉課
☎(866)2069

納入通知書をお送りします

平成23年度の介護保険料

平成21年度～23年度の介護保険料額(65歳以上のかたの年額)は右表のとおりです。平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるため、3年間で徐々に増えるように設定しています。

*4段階(特例含む)のかたで、次の①②両方の条件を満たすかたは、2段階か3段階に変更になります。該当する場合は介護・高齢福祉課へご連絡ください。

- ①…同一世帯に所得税または市町村民税が未申告の20歳～60歳の家族がいる
- ②…世帯の全員が市町村民税非課税者

所得段階	対象者	平成21年度 保険料額	平成22年度 保険料額	平成23年度 保険料額
1	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者			
2	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	26,346円	26,742円	27,138円
3	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	39,519円	40,113円	40,707円
4 (特例)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の市町村民税非課税者	43,735円	44,392円	45,050円
4	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える市町村民税非課税者	52,692円	53,484円	54,276円
5	市町村民税課税者 (合計所得が125万円未満)	56,908円	57,763円	58,619円
6	市町村民税課税者 (合計所得が125万円以上200万円未満)	65,865円	66,855円	67,845円
7	市町村民税課税者 (合計所得が200万円以上)	79,038円	80,226円	81,414円



自宅で家族を介護しているかたに 介護用品を支給します

①紙おむつ②尿取りパッド③清拭剤④ドライシャンプー⑤使い捨て手袋を月6,250円まで現物支給します。

対象

要介護4か5で介護保険料の所得段階が1～3(65歳未満の場合は市民税非課税)のご家族を、自宅で介護しているかた

申請

申請は4月・7月・10月・1月の各月7日まで、それぞれ翌月からの3か月分を介護・高齢福祉課または西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センターへ。ただし、5～7月分は4月15日(金)まで申請してください。なお、今年1月～3月に申請したかたには、4月上旬に申請書を郵送します

お問い合わせ 介護・高齢福祉課 ☎(866)2069

高齢者専用回数券の ご利用はお早めに

高齢者専用回数券(ゆうゆう乗車券)は、今年10月から始まる「高齢者コインバス事業(※)」には使用できませんので、早めにご使用ください。高齢者専用回数券の販売は8月末で終了します。回数券の払い戻しはできませんが、10月以降も通常運賃として使用できます。

※**高齢者コインバス事業** 満70歳以上のかたは、市が交付する「コインバス資格証明書」を提示すると市内の路線バス(リムジンバス、高速バスを除く)、マイタウン・バスに100円(現金)で乗車できます。



高齢者専用回数券

お問い合わせ 介護・高齢福祉課 ☎(866)2095